

売却区分番号	豊橋市 2	見積価額 (最低入札価額)	742,000 円
		公売保証金	75,000 円
公 売 財 産	1 土 地		
	所 在 地	豊橋市西赤沢町字深山	
	地 番	123番	
	地 目	畑	
	地 積	690m ²	

公売財産の
概要及び利用
状況等の内容

- 1 上記公売財産を売却します。
- 2 地目・地積は全て登記簿によります。
- 3 公売財産は敷地北側および敷地南西側で幅員約3mの市道に接道します。ただし、公売財産は北西垂れの傾斜地につき、敷地南西側の接道部分は法地となっています。
- 4 公売財産の地目は畑ですが、耕作されておらず現況は雑種地です。草木や笹が繁茂しており、整地のため抜根等が必要な可能性があります。
- 5 市街化調整区域内にあり、農業振興地域の農用地区域外の農地です。
- 6 農地のため、公売に参加するには農地買受適格証明書が必要です。申請方法など、詳細は豊橋市農業委員会事務局にて確認してください。
- 7 農業委員会への買受適格証明書申請にあたっては、豊橋市の不動産公売公告証明書が必要です。事前に豊橋市納税課に証明書の発行を申請してください。
- 8 市街化調整区域内に所在するため、建築等には都市計画法上の許可が必要です。詳細は豊橋市建築指導課にて確認してください。
- 9 公売財産は豊川総合用水土地改良区内に存するため、買受人には法律に定める賦課金等(未払い分を含む。)の支払義務があります。
- 10 隣地との境界について、草木等が繁茂していて境界が明確ではありません。隣地との境界確定については、隣地所有者と協議してください。
- 11 公売財産と市道との境界は明確ではありません。また、公売財産の角地部分は隅切りにより道路となっています。公売によって所有権が買受人に移転しても、道路法の規定によって道路部分については撤去等できません。なお、当該部分について豊橋市と使用貸借契約を結ぶ必要があります。詳細は、豊橋市土木管理課にて確認してください。
- 12 公売財産の敷地内に中部電力株式会社が所有する電柱があります。電柱敷地料等については同社に確認し協議してください。
- 13 土壤汚染やアスベストなどに関わる専門的な調査は行っておりません。豊橋市は登記簿上の所有権移転のみ行い、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者または占有者に明渡しを求める場合や公売財産内の残置物の取扱い等はすべて買受人の責任において行うこととなります。
- 15 落札後、農業委員会に農地法の許可申請をする必要があります。
- 16 権利移転及び危険負担発生の時期は、農業委員会又は愛知県知事の許可もしくは届出の受理があったときとします。

公売財産の
概要及び利用
状況等の内容

- 17 消費税及び地方消費税について、消費税法上の非課税財産です。
- 18 現況有姿での引き渡しになります。
- 19 公売財産に隠れた瑕疵があっても、豊橋市は担保責任を負いません。
- 20 権利移転に伴う費用(所有権移転登記に係る登録免許税、登記関係書類の郵送料等)は買受人の負担となります。

売却区分番号

豊橋市 2

物件の所在図



物件の見取図



売却区分番号

豊橋市 2

写真① (物件北東方向より撮影)



写真② (市道隅切り部分及び電柱設置箇所)

